

京成電鉄本線（京成関屋駅～堀切菖蒲園駅間）  
荒川橋梁右岸側フェンス改修工事に関する協定書

足立区（以下「甲」という。）と京成電鉄株式会社（以下「乙」という。）とは、京成電鉄本線（京成関屋駅～堀切菖蒲園駅間）荒川橋梁右岸側フェンス改修工事（以下「工事」という。）の施行について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、工事を実施することにより、水害時の水防活動の円滑化を図ることを目的とする。

（工事の位置）

第2条 工事の位置は、別紙1のとおりとする。

（工事の内容）

第3条 工事の内容は、別紙2のとおりとし、乙が施行するものとする。

（工事の工期）

第4条 本協定の期限は令和2（2020）年12月31日とし、工事の工程表は、別紙3のとおりとする。

（工事の費用）

第5条 工事に要する費用（以下「工事費」という。）は、概算総額1,408,000円（消費税を含む。）とし、甲が全額負担するものとする。その内訳は、別紙4のとおりとする。

（工事費の変更）

第6条 別紙3に定める完成期限内に生じた工事内容の変更その他やむを得ない事由により、工事費が著しく増減する場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（工事費の支払及び精算）

第7条 乙は、工事完了後、速やかに精算書を作成し、甲に提出の上、速やかに工事費を精算するものとする。

2 甲は、乙の請求により工事の費用を支払うものとする。

（工事の報告）

第8条 甲は、必要があると認める場合には、乙に対して工事の実施状況について、報告を求めるものとする。

(財産の帰属)

第9条 工事により施工した荒川橋梁右岸側フェンス等の財産は、乙に帰属するものとする。

(公正性と透明性の確保)

第10条 甲及び乙は、工事の執行に当たり相互に公正性かつ透明性を確保するとともに、協力し適切な事務処理に努め、事業の促進を図るものとする。

(損害の負担)

第11条 工事の施行に伴い生じた第三者への損害の賠償は、甲乙それぞれの責に帰すべき場合を除き、甲乙協議して処理するものとする。

(行政上の手続等)

第12条 工事の施行に伴う行政上の手続及び第三者との協議等は、乙が行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

(苦情等の処理)

第13条 工事の施行に伴う第三者からの苦情等については、工事に起因するものは乙が対応するものとし、その他は甲乙協力して対応するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第14条 甲及び乙は、自己又は自己の代理人若しくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

(1) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められること。

(2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用していると認められること。

(3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。

(4) 役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 甲又は乙は、前項の確約に反して、相手方又は相手方の代理若しくは媒介をする者が反社会的勢力又は前項各号のいずれにも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本協定を解除することができる。

(協定の変更)

第15条 この協定の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議するものとする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

以上、協定の証として本協定書を 2 通作成し、甲乙押印の上各 1 通を保有する。

令和 2 ( 2 0 2 0 ) 年 1 0 月 日

甲 東京都足立区中央本町一丁目 1 7 番 1 号  
足立区  
代表者 区長 近藤 弥生

乙 千葉県市川市八幡三丁目 3 番 1 号  
京成電鉄株式会社  
代表者 取締役社長 小林 敏也



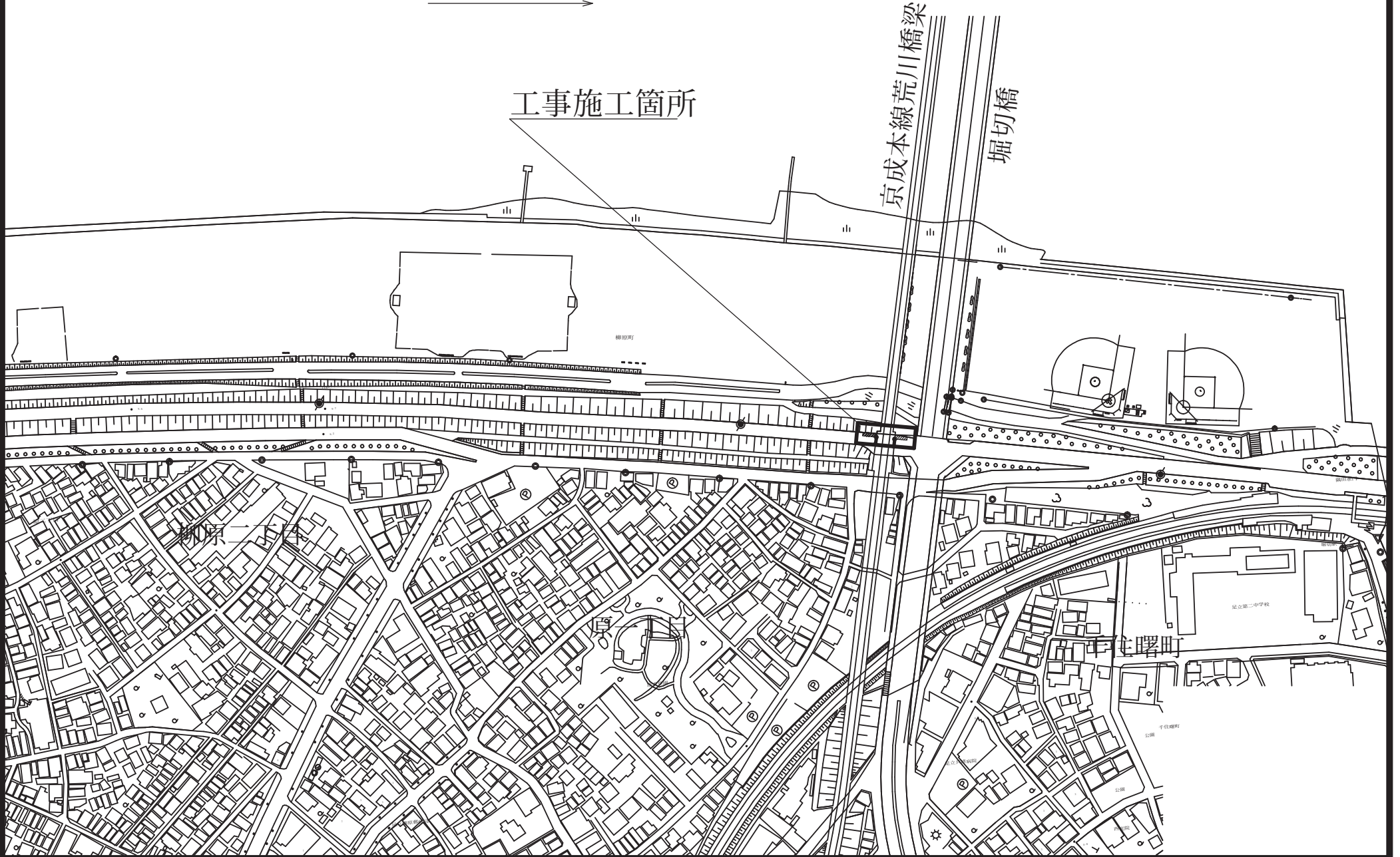
荒川

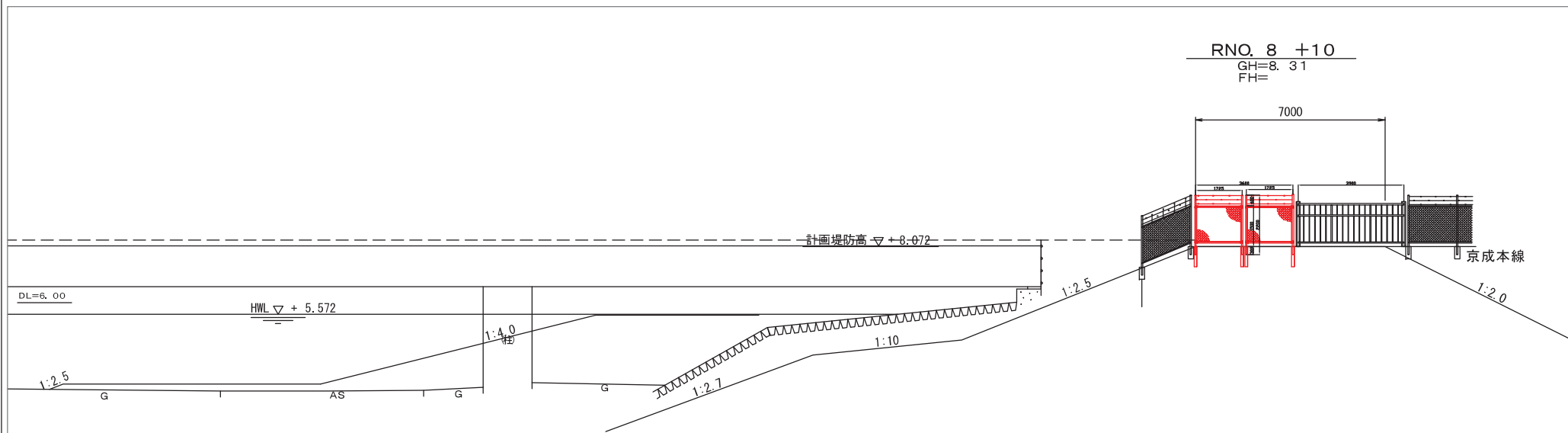
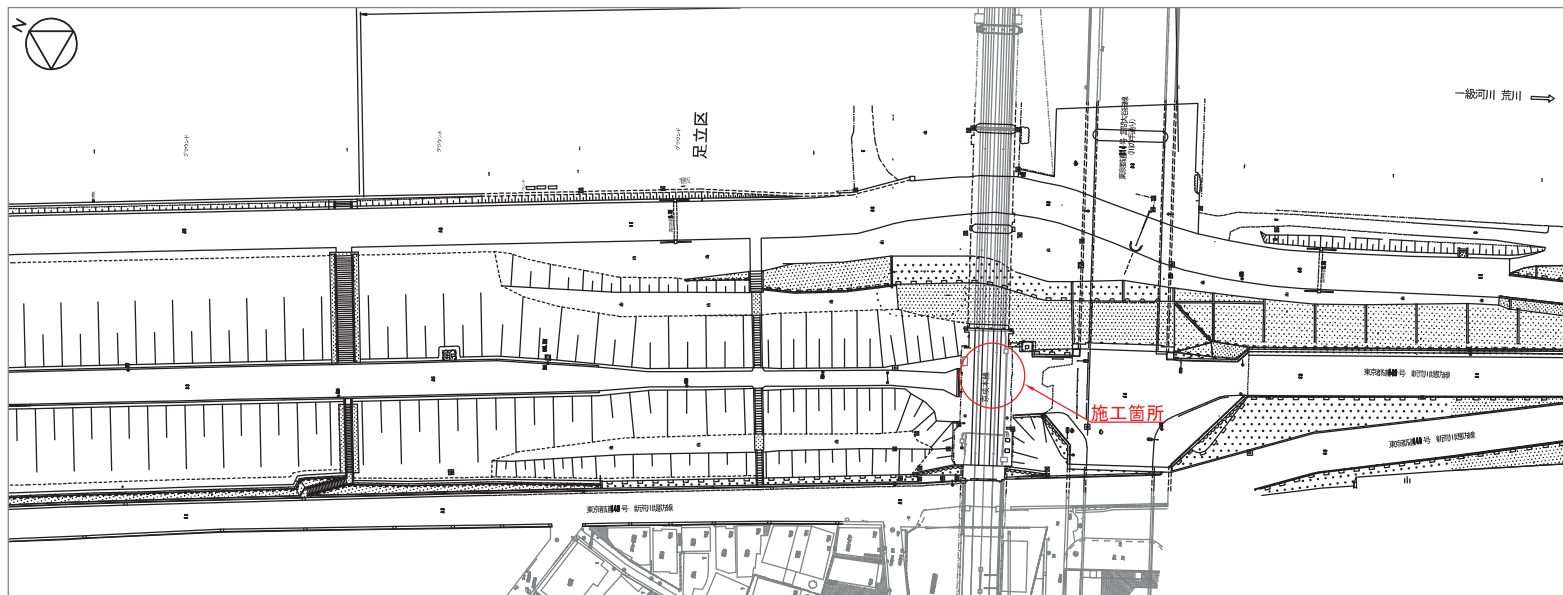


工事施工箇所

京成本線荒川橋梁

堀切橋





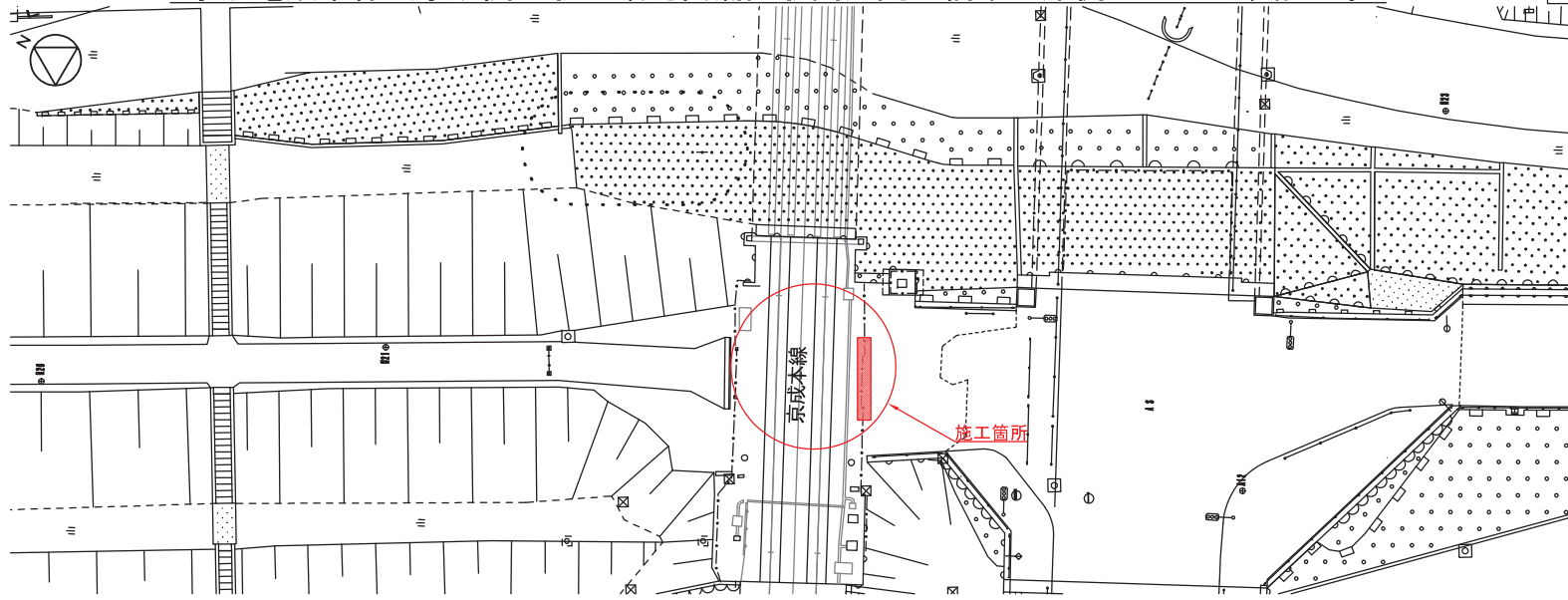
※現場状況により変更の可能性があります。

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります。

【右岸】	
業務名	京成電鉄本線 荒川橋梁右岸側フェンス改修工事
図面名	堤防整備平面図
縮尺	図面番号
年月日	
会社名	京成電鉄株式会社
事務所名	

京成電鉄本線（京成関屋駅～堀切菖蒲園駅間）荒川橋梁右岸側フェンス改修工事

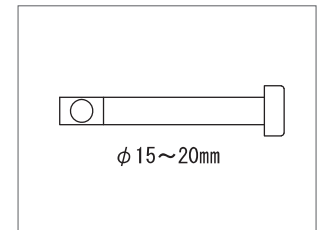
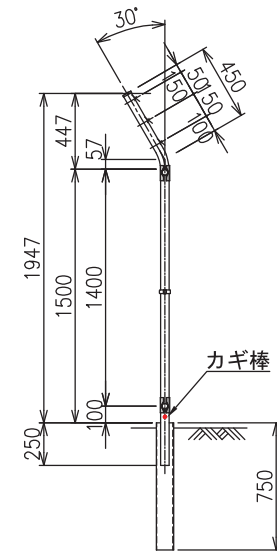
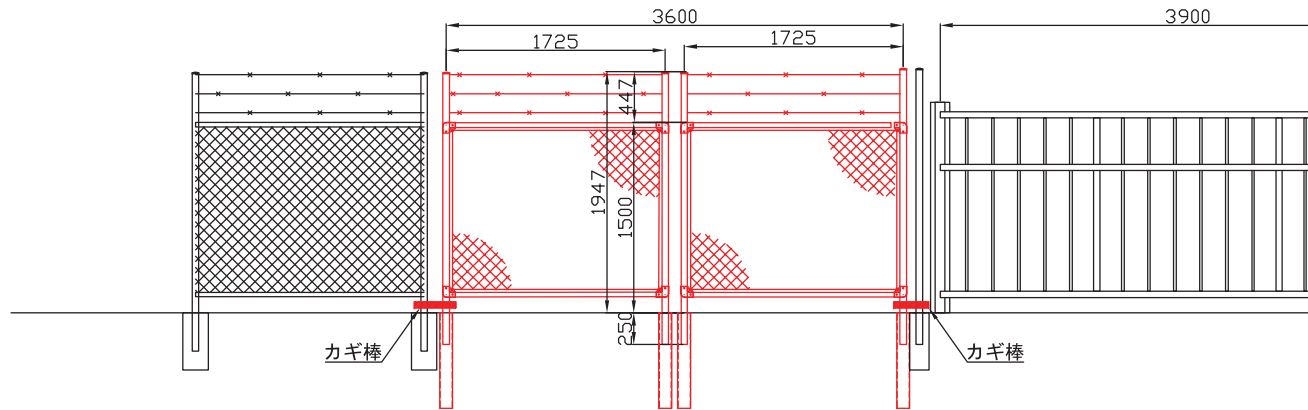
別紙2(2)



正面図（下流側）

詳細図

カギ棒詳細図

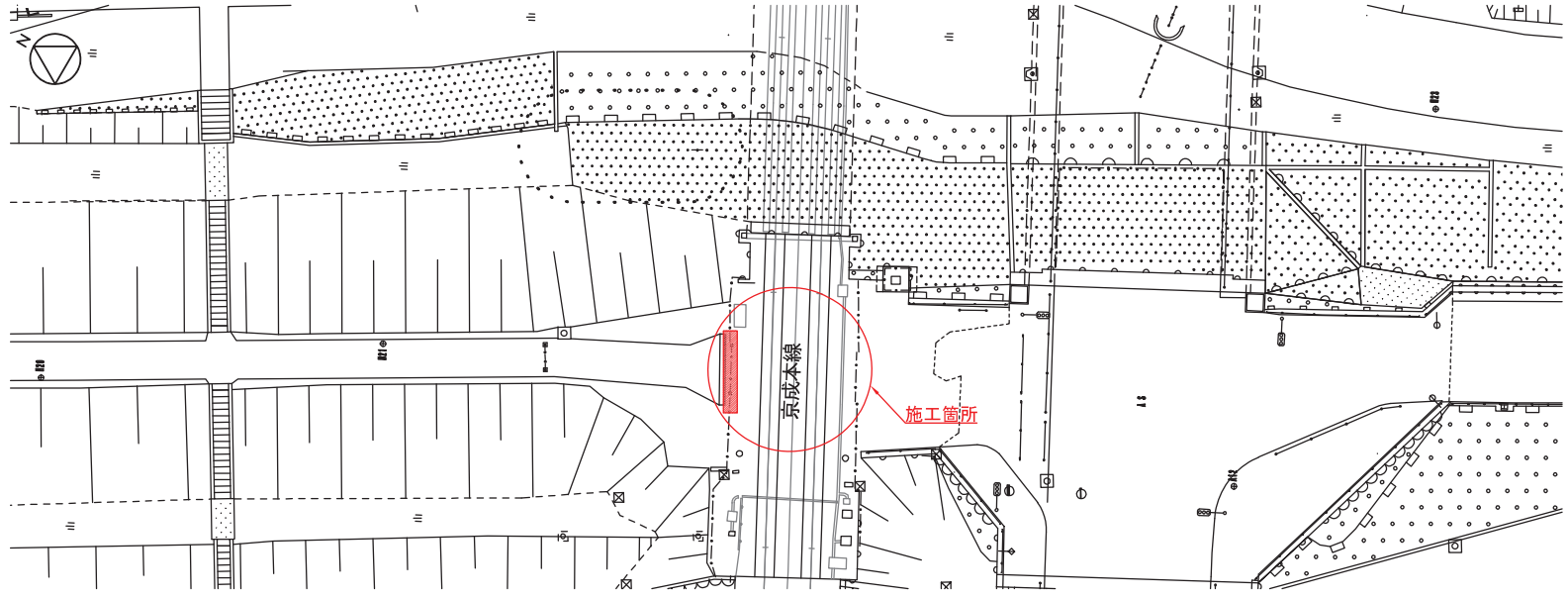


※現場状況により変更の可能性があります。

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります。

【右岸】	
業務名	京成電鉄本線 荒川橋梁右岸側フェンス改修工事
図面名	堤防整備平面図
縮尺	図面番号
年月日	
会社名	京成電鉄株式会社
事務所名	

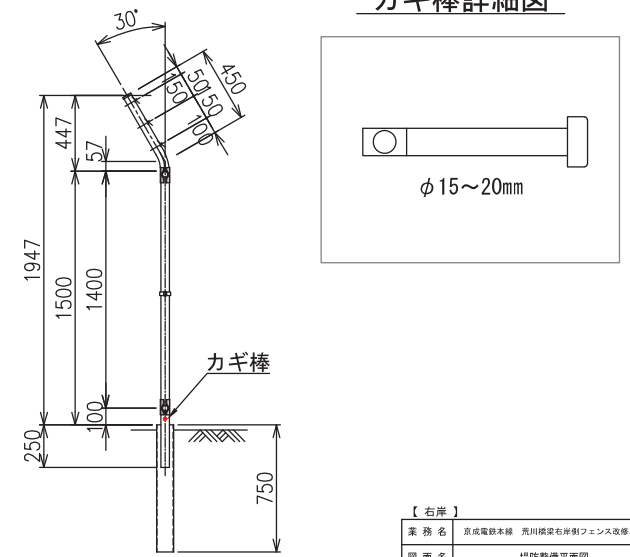
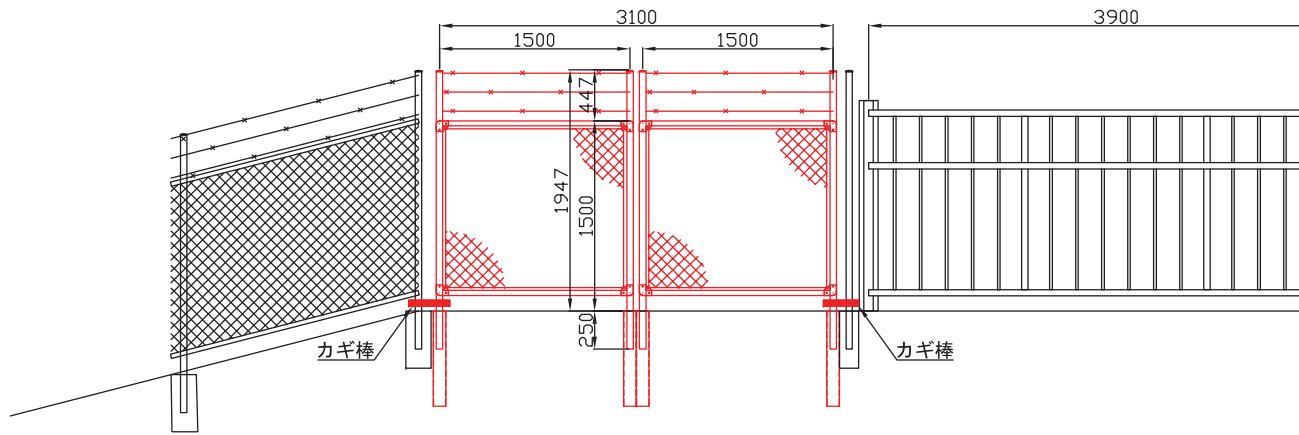
京成電鉄本線（京成関屋駅～堀切菖蒲園駅間）荒川橋梁右岸側フェンス改修工事



正面図（上流側）

詳細図

カギ棒詳細図



※現場状況により変更の可能性があります。

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります。

【右岸】	
業務名	京成電鉄本線 荒川橋梁右岸側フェンス改修工事
図面名	堤防整備平面図
縮尺	図面番号
年月日	
会社名	京成電鉄株式会社
事務所名	

京成電鉄本線(京成関屋駅～堀切菖蒲園駅間)荒川橋梁右岸側フェンス改修工事

工事工程表

工 種 \ 年 月	令和2(2020)年度			備 考
	10月	11月	12月	
協議	■			
製作工	■			
門扉設置工		■		



京成電鉄本線(京成関屋駅～堀切菖蒲園駅間)  
荒川橋梁右岸側フェンス改修工事 概算金額調書

(単位;円)

項目	概算金額	備考
土木工事費	1,200,000	
事務諸経費	80,000	
計	1,280,000	
消費税	128,000	10%
総額	1,408,000	